

月報 令和2年 1月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

11月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は134人となり、前年同月で2.9%減少した。
- ・月間有効求職者数は583人となり、前年同月比で4.6%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は240人となり、前年同月比では、一般求人が20.2%減少、パート求人は12.1%増加した。
産業別でみると、建設業、製造業、医療・福祉分野は減少したが、卸売・小売業、飲食店・宿泊業が増加し、全体として12.4%の減少となった。
- ・月間有効求人数は753人となり、前年同月比で8.6%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.06ポイント下回る1.29倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.32倍、パートの有効求人倍率が1.23倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 令和1年11月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	134	5.5	▲ 2.9	
	うち男	64	0.0	3.2	
	うち女	70	11.1	▲ 7.9	
	年齢別	～44歳	63	26.0	▲ 1.6
		45～54歳	27	42.1	▲ 6.9
		55歳～	44	▲ 24.1	▲ 2.2
	月間有効求職者数	583	0.7	▲ 4.6	
	うち男	286	▲ 2.4	▲ 6.8	
	うち女	297	3.8	▲ 2.3	
	年齢別	～44歳	261	▲ 1.1	▲ 13.0
45～54歳		112	3.7	▲ 15.2	
55歳～		210	1.4	17.3	
求 人 関 係	新規求人数	240	▲ 9.1	▲ 12.4	
	主要産業別	建設業	32	▲ 27.3	▲ 31.9
		製造業	17	▲ 69.6	▲ 59.5
		卸売・小売業	46	130.0	15.0
		飲食店・宿泊業	36	▲ 16.3	56.5
		医療・福祉	51	▲ 1.9	▲ 23.9
月間有効求人数	753	1.9	▲ 8.6		
就 職 関 係	紹介件数	163	▲ 1.2	▲ 15.1	
	うち男	86	▲ 18.9	▲ 18.9	
	うち女	77	30.5	▲ 10.5	
	就職件数	50	▲ 10.7	▲ 29.6	
	うち男	22	▲ 38.9	▲ 26.7	
	うち女	28	40.0	▲ 31.7	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

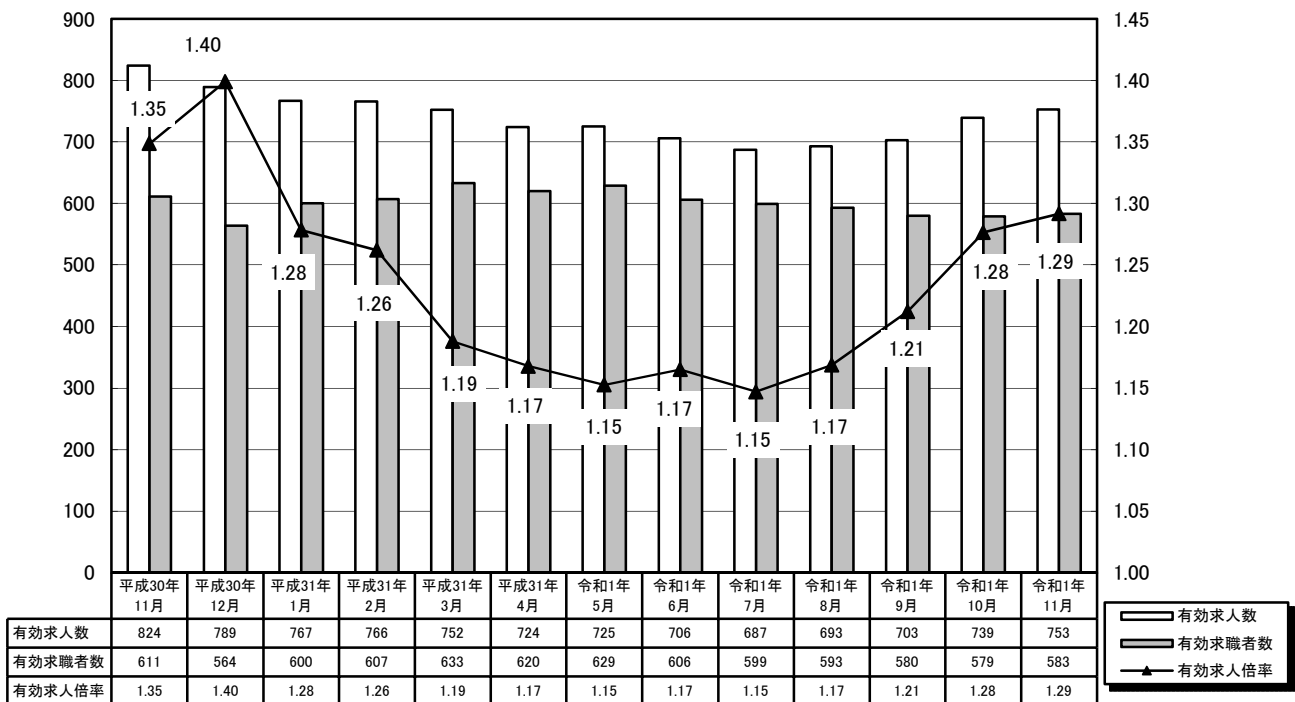
雇用保険取扱状況 令和1年11月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	808	808	815	
	資 格 取 得 者 数	109	112	98	
	資 格 喪 失 者 数	117	126	101	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,307	11,315	11,326	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	26	39	29
		受給者実人員	154	145	100
		支給金額(千円)	18,933	18,668	11,225
	高齢	受給者数	13	6	7
		支給金額(千円)	2,688	1,069	1,222
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	12	15	14
支 給 金 額 (千 円)		4,421	6,974	5,075	

労働市場の動き（令和1年11月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主の皆さまへ

「雇用保険適用窓口」来所の受付時間変更について

令和2年1月から8：30～16：00になります

電子申請の申請・届出の集中処理を行うため、事業主及び被保険者に係る届出や雇用継続給付関係の申請については、受付時間を16時までとさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、この機会にいつでもどこからでも申請できる電子申請をぜひご検討ください。

宮城県最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	824円	1. 10. 1

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	898円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	30. 12. 20
	923円		1. 12. 15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	841円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	30. 12. 20
	862円		1. 12. 15
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	865円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	30. 12. 20
	890円		1. 12. 15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

※ この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。